

⚠️ ご注意ください！

本年12月2日 から 現行の健康保険証は 発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

マイナ保険証の 準備はできていますか？

※マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組み
に変わります。

マイナンバーカード
作った？



一緒にカードの
申請に行こう



マイナンバーカードをお持ちの方の保険証利用登録は、市役所の他
病院や薬局の窓口（カードリーダー）でもできます！

【お問い合わせ】

マイナンバーカードに関すること

保険証（国民健康保険・後期高齢者医療に加入の人）に関すること

総務部市民課

健康福祉部保険年金課

67-1816

67-1822